

福岡県立飯塚研究開発センターの管理及び利用手続に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 会議室等（第2条―第14条）
- 第3章 研究開発室等（第15条―第22条）
- 第4章 補則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡県が定めた福岡県立飯塚研究開発センター管理仕様書第1の1の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センター（以下「センター」という。）の管理及び利用の手続について必要な事項を定める。

第2章 会議室等

（利用の申請等）

第2条 別表第1中1の項に掲げる施設（以下「会議室等」という。）又は別表第2に掲げる附属設備等を利用しようとする者（以下「会議室等利用申請者」という。）は、会議室等利用申請書（様式第1号）を公益財団法人飯塚研究開発機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（申請書等の受付期間等）

第3条 前条の申請書その他の書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

区 分	受 付 期 間	受 付 時 間
会 議 室 等 附 属 設 備 等	利用日の1年前から前日（その日が休館日であるときは、利用日前の直近の開館日。以下同じ。）まで	午前8時30分から午後6時30分（利用日の前日においては午後5時）まで

（利用の承認等）

第4条 理事長は、第2条の申請書を受け付けた場合において、その内容を適当と認めるときは施設利用承認書（様式第2号）を、適当でないと認めるときは施設利用不承認通知書（様式第3号）を、会議室等利用申請者に交付するものとする。ただし、承認の旨を知ることができる請求書（様式第4号）又は利用変更料金計算書（様式第5号）を交付するときは、これらをもって施設利用承認書（様式第2号）に代えることができる。

(利用料金の納入の方法)

第5条 利用料金は、現金で納めるものとする。ただし、福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則（以下「規則」という。）第8条第1項ただし書に定める場合その他理事長が相当と認める場合においては、理事長の指定する口座へ振り込む方法により納めることができる。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用する権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用時間)

第7条 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(物品の搬入)

第8条 利用者は、機械器具類をセンター内に搬入しようとするときは、理事長に物品搬入申請書（様式第6号）2部を提出し、承認を受けるものとする。

2 理事長は、前項の申請について承認又は不承認を決定したときは、物品搬入申請書（様式第6号）の1部に承認又は不承認の旨を記載し、これを申請者に交付するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 会議室等利用申請者のうち、規則第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、会議室等利用申請書（様式第1号）を提出するときに、利用料金減免申請書（様式第7号）に署名又は記名押印のうえ理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請書の内容を審査し、利用料金の減額又は免除を相当と認めるときは利用料金の減額又は免除を、そうでないときは前項の申請の却下を決定し、利用料金減免決定（却下）通知書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

3 理事長は、前項の決定をしようとする場合においては、次の各号のいずれかに該当するときを除き、知事に対し、これらの承認又は認定を申請し、その回答を得るものとする。

(1) あらかじめ規則第9条第2号の承認又は同条第3号の認定を得たとき。

(2) その申請の対象が別表第2中2の項に掲げる附属設備等の利用料金に限られるとき。

(利用の登録)

第10条 会議室等又は附属設備等を休館日に利用しようとする者は、あらかじめ、会議室等利用登録申請書（様式第9号）に署名又は記名押印のうえ次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

(1) 連帯保証人の誓約書

(2) その他理事長が添付を指示した書類

2 会議室等利用登録申請書（様式第9号）の受付日及び受付時間は、第3条の表会議室等及び附属設備の項のとおりとする。

3 理事長は、会議室等利用登録申請書（様式第9号）の内容を審査し、申請者が次の各号のすべてを満たすときに当該申請者を登録するものとする。

(1) 利用料金を滞納するおそれがない者

(2) 理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって当該会議室等又は附属設備等を利用する者

4 理事長は、前項の登録をしたときは、当該登録を受けた者(以下「被登録者」という。)に対して会議室等利用登録証（様式第10号）を交付するものとする。

(利用登録の取消し)

第11条 理事長は、被登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用登録を取り消すことができる。理事長が特に必要と認めたときも、同様とする。

(1) 偽りその他不正な手段により利用登録を受けたとき。

(2) 第10条第3項各号の要件を欠くに至ったとき。

(3) 福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）、規則又はこの規程に違反したとき。

(利用の変更等)

第12条 利用者が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、会議室等利用取消・変更申請書（様式第11号）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請書の内容を審査の上、会議室等利用取消・変更承認（不承認）通知書（様式第12号）を申請者に交付するものとする。ただし、承認又は不承認の旨を知ることができる請求書（様式第4号）又は利用変更料金計算書（様式第5号）を交付するときは、これらをもって会議室等利用取消・変更承認（不承認）通知書に代えることができる。

3 前項の規定により利用の取消し又は変更の承認を受けた者が、規則第10条第1号から第5号の規定により利用料金の還付を受けようとするときは、利用料金還付申請書（様式第13号）に署名又は記名押印のうえ理事長に提出するものとする。

4 理事長は、前項の申請書の内容を審査し、利用料金の還付を適当と認めるときは利用料金の還付を、そうでないときは前項の申請の却下を決定し、利用料金還付決定（却下）通知書（様式第14号）を申請者に交付するものとする。

(利用の終了)

第13条 利用者は、その利用を終わったときは、直ちに当該利用に係る施設等を原状に回復するとともに、当該利用者等がセンター内に搬入した物品を撤去し、理事長に届け出て、当該施設及び備え付けの物品の点検を受けるものとする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、理事長は、利用者に代わって当該施設等を原状に回復するものとする。この場合において、利用者は、原状回復に要した経費を負担するものとする。

(損傷等の取扱い)

第14条 利用者は、センターの施設等が損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を理事長に届け出るものとする。

2 前項の損傷又は滅失が、利用者の故意又は過失によるものであるときは、当該利用者は、これを原状に回復し、又はその修理若しくは補完に要する経費として、理事長の認定する額を負担するものとする。

第3章 研究開発室等

(研究開発室等の利用手続)

第15条 別表第1中2の項に掲げる施設(以下「研究開発室等」という。)を利用しようとする者(以下「入居協議者」という。)は、入居協議書(様式第15号)に署名又は記名押印のうえその他添付を指示された書類を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、入居協議書を受け付けたときは、速やかに内容について審査し、福岡県立飯塚研究開発センター入居審査委員会(以下「委員会」という。)に諮る。

3 理事長は、委員会が入居を適当と認めたときは、利用の承認を内定し、入居協議者に対して内示するものとする。

4 入居協議者は、前項の内示を受けたときは、所定の期間内に研究開発室等利用申請書(様式第16号)に署名又は記名押印のうえ理事長に提出するものとする。

5 理事長は、前項の申請書が提出されたときは、原則として、その利用を承認し、研究開発室等利用承認書(様式第17号)を交付するものとする。

6 利用承認書が交付され、研究開発室等の利用が認められた者(以下「入居者」という。)は、入居に際し入居誓約書(様式第18号)に署名又は記名押印のうえ提出するものとする。

(利用料金等の納入)

第16条 研究開発室等の利用料金については、理事長が他の方法を相当と認める場合を除き、理事長の指定する口座へ振り込む方法により納めるものとする。この場合において、入居者は、電気又は電話の利用料金その他実費に相当する額として理事長の認定する額を併せて納めるものとする。

(利用期間の延長)

第17条 規則第6条ただし書の規定により5年を超えて研究開発室等を利用する者は、原則として1年ごとに、利用期間延長協議書(様式第19号)に署名又は記名押印のうえ理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の利用期間延長協議書(様式第19号)を受け付けた場合において、内容を審査の上、適当と認めるときは、知事の承認を受け、研究開発室等利用変更承認書(様式第20号)を交付するものとする。

(早期の退去)

第18条 入居者が研究開発室を申請利用期間よりも早期に退去しようとする場合は、退去予定日の3箇月前までに、研究開発室等退去届出書(様式第21号)に署名又は記名押印のうえ理事長に提出するものとする。

(利用事項の変更)

第19条 入居者は、研究開発室等の利用事項に変更が生じたときは、研究開発室等利用事項変更届(様式第22号)に署名又は記名押印のうえ指示された添付書類と併せて提出するものとする。

(利用の制限等)

第20条 入居者が規則又はこの規程に違反することが明白であるときは、利用承認期間内であっても、理事長は当該入居者を退去させることができる。

2 入居者は、理事長が必要と認めたときは、事業の進捗状況報告を行うものとする。

3 理事長は、前項の報告の内容及び入居協議書(様式第15号)を基に、規則第5条に定める研究開発室等の利用基準に照らし、必要な場合は、委員会に諮った上で、入居の継続の可否を判断し、研究開発室等を利用する必要性がなくなった入居者に対し、退去の手續を執るものとする。

4 理事長は、入居者が利用料金を3箇月間滞納した場合は、これを退去させることができる。

5 理事長は、前項の規定に基づく措置により入居者に損害が生ずることがあっても、その責は負わない。

(工事の届出)

第21条 入居者は、通信回線等の工事を行おうとするときは、あらかじめ、工事の内容を研究開発室等通信回線増設工事届出書(様式第23号)に署名又は記名押印のうえ届け出るものとする。

(準用)

第22条 第6条、第9条、第13条及び第14条の規定は、研究開発室等の利用について準用する。

第4章 補則

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、センターの管理及び利用の手續に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成18年8月4日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年11月11日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第2条、第15条関係）

施 設 の 区 分

番号	区 分	施 設 の 名 称
1	会議室等	研修会議室 大研修室 多目的ホール パソコン研修室
2	研究開発室等	研究開発室 試作室

別表第2（第2条、第9条関係）

会議室等に係る附属設備等の区分

番号	区 分	附 属 設 備 等 の 名 称
1	福岡県が利用料金の限度額を規則で定めるもの	ビデオプロジェクターシステム
2	その他の設備又は機器で利用料金を定めるもの	パソコン 大型モニター